

利用者負担の運用等について(案)

こども未来部保育課

1 利用者負担の切り替え時期について

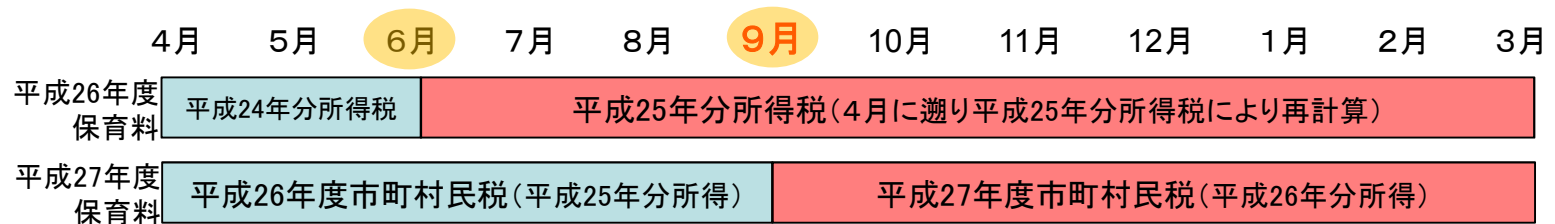
新制度の施行に当り、利用者負担の所得階層区分の算定根拠を所得税額から市町村民税所得割課税額に変更することに伴い、利用者負担の切り替え時期については、次のとおりとする。

○国の考え方

- ・利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとする。
- ・具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する)。

○市の考え方(案)

- ・国の運用どおりに実施する。



2 税額算定に係る控除の取扱いについて

これまで、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除等について、その後も当該控除があるものとみなして利用者負担を決定してきた取扱いについては、次のとおりとする。

○国の考え方

- ・現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。
ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- ・税額控除については、調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する。

○市の考え方(案)

- ・国の取扱いどおりに実施する。
なお、既に入園している者についても、旧年少扶養控除に係る再算定は行わない取扱いとする。

(理由)

- ① 扶養控除の見直しから3年が経過していること。
- ② 新制度の利用者負担は改正前後でなるべく中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割課税額を設定していること。
- ③ 多子世帯の保育料の軽減について、新たに拡充を図ることとしていること。
- ④ 今後の税制改正があった場合、調整に係る作業がより煩雑になることが予想されること。

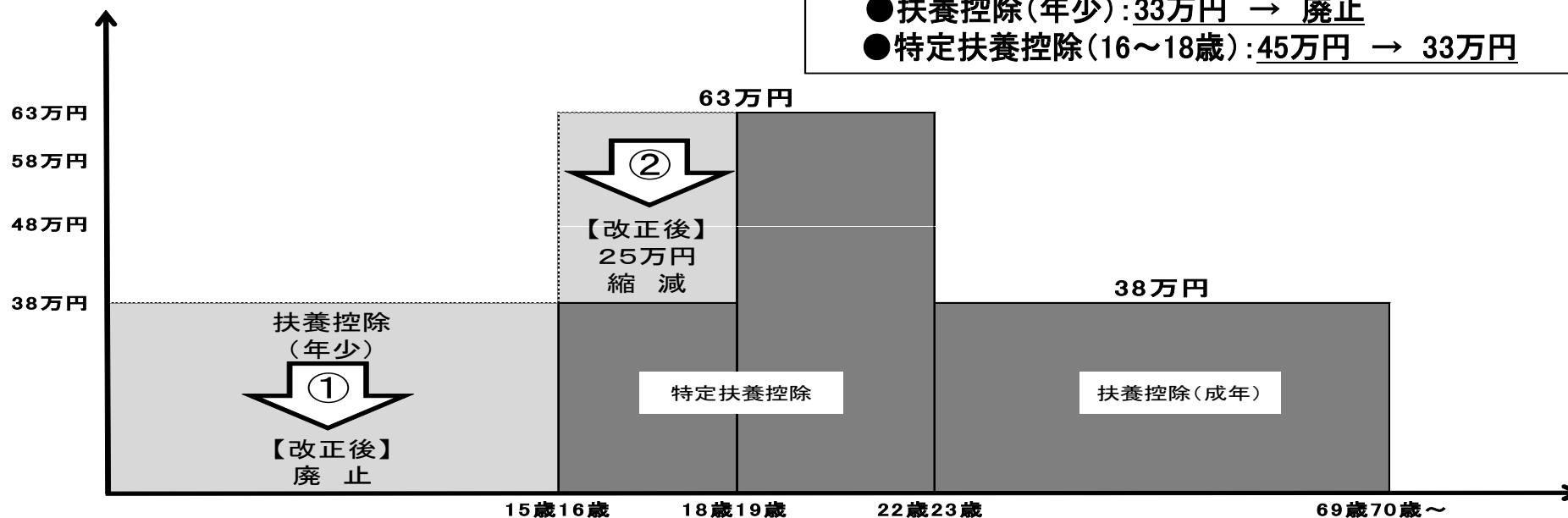
(参考)平成22年度税制改正について

○扶養控除の見直し → 平成23年分の所得税から実施

- ① 「所得控除から手当てへ」等の観点から、子ども手当ての創設に合わせて、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止。
- ② 高校授業料無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止。

※個人住民税についても同様の措置が講じられている。

- 扶養控除(年少): 33万円 → 廃止
- 特定扶養控除(16～18歳): 45万円 → 33万円



平成24年度以降の保育料については、引き続き年少扶養控除等があるものとして調整した所得税額により算定

○利用者負担の算定根拠を市町村民税所得割課税額に変更し、旧扶養控除があるものとみなした取り扱いを廃止した場合の影響について

(1) 階層区分への影響

世帯の所得が同一であっても、世帯員の構成等によっては、現行制度と新制度で階層区分に変更が生じる可能性がある。

世帯の子どもの数が	1人の場合	→	安くなる傾向（下の階層区分に変更）
	2人の場合	→	ほぼ同じ（階層区分に変更なし）
	3人以上の場合	→	高くなる傾向（上の階層区分に変更）

(2) 影響が生じる理由

① 主な理由

国は、利用者負担の設定に当り、夫婦（妻はパート程度の収入で非課税）と子ども2人の4人家族をモデルにしており、子ども2人分の旧扶養控除（33万円×2人）がなくなることを加味した市町村民税所得割課税額を、利用者負担の階層区分の金額にしていること。

② その他変更となる要因

- ・ 個々が加入している生命保険等は、所得税と住民税で控除額に違いがある。
- ・ 国の階層が8階層に対し、長野市は16階層であるため、税額の差が少ない場合でも細分化により階層の変更が生じる可能性がある。

3 なかじょう保育園短時間利用の利用者負担について 6

【教育標準時間認定子ども】(1号認定)

○新制度では、施設・事業者を問わず、市町村の定める利用者負担額を毎月納付することとなることから、公立保育園である、なかじょう保育園短時間利用(1号認定)の利用者負担額についても、私立幼稚園等と同額となる。

※ 現行月額8,000円 → 最高25,700円 約3倍の負担増となる場合がある。

○私立幼稚園・認定こども園は、新制度への移行に伴い利用者負担額が現在よりも上がってしまう場合、在園児・新規入園児ともに、経過措置(激変緩和)を設けることができるとしていることから、なかじょう保育園短時間利用についても、国の考え方に準じて経過措置を講じる。

【経過措置の内容】(在園児童に限る)

○1年目である平成27年度は現行の利用者負担額8,000円の*1.5倍である12,000円を限度とし、2年目である平成28年度は12,000円の1.5倍である18,000円を限度とし、平成29年度以降は新たな利用者負担額とする。

※本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」の激変緩和措置の1回の見直し上限を準用

階層区分	定義	現行	新たな利用者負担額(案)	平成27年度利用者負担額(案)	平成28年度利用者負担額(案)	平成29年度利用者負担額(案)
A	生活保護世帯	8,000円	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)		0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下で母子、父子、障害者世帯		15,100円	12,000円	15,100円	15,100円
C2	市町村民税所得割課税額 77,100円以下で上記以外の世帯		16,100円	12,000円	16,100円	16,100円
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下の世帯		20,500円	12,000円	18,000円	20,500円
E	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯		25,700円	12,000円	1,800円	25,700円

※幼稚園年少から小学3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円となります。

4 なかじょう保育園短時間保育の保育時間と 預かり保育料の設定

【預かり保育料の設定方法】

国の一時預かり事業(幼稚園型)は補助単価を園児1人当日額400円とし、補助単価と同額の日額利用料を徴収することを想定して補助単価を積算している。よって14:00から18:00までの4時間を利用した場合の1時間あたりの単価が100円であるため、国に準じて1時間あたりの保育料を100円に設定する。

項目	現行	平成27年4月から	
保育時間	8:30~14:30	現行と同じ	
預かり保育の時間	平日 7:30~8:30、14:30~18:30 土曜日、長期休業日 8:30~18:30の間で 1日単位・半日単位(7:30~8:30も利用可能)	現行と同じ	
預かり保育料			
区 分	現行単価	改正案単価	
月曜日から金曜日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前7時30分から午前8時30分	30分毎 200円	30分毎 50円	
月曜日から金曜日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午後2時30分から午後6時30分	30分毎 200円	30分毎 50円	
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前8時30分から午後2時30分	1回 1,000円	1回 600円	
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前8時30分から午前12時	1回 600円	1回 350円	
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前12時から午後2時30分	1回 400円	1回 250円	
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午前7時30分から午前8時30分	30分毎 200円	30分毎 50円	
土曜日及び長期休業日(保育園の休日及び長期休業日を除く) 午後2時30分から午後6時30分	30分毎 200円	30分毎 50円	

5 督促手数料及び延滞金の徴収について

平成25年度包括外部監査の指摘事項

- ・督促手数料について徴収の方向で検討改善されたい。
- ・延滞金についても同時に検討改善されたい。



期限どおり納付する者との公平性を確保する観点から、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」により、次のとおり徴収するものとする。

- ・**督促手数料**:平成27年度分の利用者負担から徴収する。
- ・**延滞金**:平成27年度分の利用者負担から徴収する。
ただし、保育が福祉的なサービスであることから、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、延滞金を減額又は免除する。

【参考】市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(抜粋)

(督促手数料)

第4条 督促状又は納付命令書を発した場合には、督促手数料を徴収する。

2 督促手数料は、督促状又は納付命令書1通につき100円とする。

(延滞金)

第5条 市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額(その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。